

奈良市公報

第163号

令和8年3月2日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
2	2	48	奈良市営住宅等定期入居者の募集	住宅課
2	2	49	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
2	3	50	放置自転車等の保管	環境政策課
2	5	51	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
2	5	52	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課
2	5	53	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
2	5	54	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
2	5	55	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
2	6	56	令和8年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	資産税課
2	6	57	指定納付受託者の指定	一条高等学校事務室
2	6	58	地域計画の決定	農政課
2	10	59	放置自転車等の保管	環境政策課
2	12	60	令和7年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2	13	61	住居番号の設定	市民課
2	13	62	放置自転車等の処分	環境政策課

監 査

月	日	番号	件名
2	4	1	住民監査請求に係る監査結果に基づき措置を講じた旨の通知
2	5	2	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
2	2	5	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	5	6	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課

2	5	7	奈良市排水設備指定工事店の指定	給排水課
2	12	3	奈良市公報号外第26号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
2	12	2	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件名	
2	6	20	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の変更	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件名	
2	5	2	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 48 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 8 年 2 月 2 日

奈良市長 仲川 元庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 8 年 2 月 2 日 (月) から令和 8 年 2 月 16 日 (月) までの間、奈良市営住宅管理センター・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 8 年 2 月 2 日 (月) 9 時から令和 8 年 2 月 16 日 (月) 17 時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着)、奈良市営住宅管理センター窓口へ持参又は奈良市営住宅管理センターホームページから申込み。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (イ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

- (ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。
- (エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。
- (オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（奈良市営住宅管理センターに届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

- (ウ) ア(ア)から(イ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

- (ウ) ア(ウ)から(イ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

カ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)・(イ)・(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、今回入居申込みする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

- (ウ) ア(ウ)から(イ)までの条件を満たすこと。

キ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

- (ア) 18歳未満の児童が3人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

- (イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

- (1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。
- (2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

- (3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。
- ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。
- イ 落選した者への通知は行わない。
- (4) 入居予定者に選考された者の提出書類
- ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。
※ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。
- イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。
- (7) 生活保護受給者以外の者
- a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）
入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。
※ただし、基準日（令和7年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。
- b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）
最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。
- c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）
令和6年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職証明書又は離職票が必要である。
- d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）
最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。
- (i) 生活保護受給者
生活保護受給証明書（市町村発行）
- ウ 個人番号提供書（該当者のみ）
入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。
- エ 賃貸借契約書の写し
現在居住している住宅の家賃額と契約者名が分かる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。
- オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図
現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。
- カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）
配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）
- キ 同居承諾書（該当者のみ）
現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）
- ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）
身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。
- ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）
婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。
- コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ）、入居申込手数料、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和 8 年 2 月 2 日 掲示 済)

奈良市告示第 49 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条の 11 第 2 号の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 2 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 8 年 1 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2990190056	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木 160 番地 7	あすならホーム今小路安心ケアシステム	奈良県奈良市今小路 29-1

(令和 8 年 2 月 2 日 掲示 済)

奈良市告示第 50 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 3 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
令和 8 年 1 月 28 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 8 年 2 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 51 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 5 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和 8 年 2 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190304	地域密着型通所介護	株式会社彦庵	奈良県奈良市学園南三丁目 4-21	リハビリデイサービス彦庵宝来	奈良県奈良市宝来三丁目 15-7
2990190312	地域密着型通所介護	株式会社ホワイト	奈良県大和郡山市北郡山町 525-5	通所介護事業所エニシア	奈良県奈良市中町 5014

(令和 8 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 52 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 115 条の 30 第 1 号の規定により公示する。

令和 8 年 2 月 5 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和 8 年 2 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970191272	介護予防支援	合同会社ミューチュアルエイド	奈良県奈良市六条西三丁目 14-4	シン・ケアマネジメント lab	奈良県奈良市六条三丁目 7 番 1 号シルキーハイム 201

(令和 8 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 53 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定
令和 8 年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定年月日 令和 7 年 11 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910102785	株式会社セルポート	奈良県奈良市大宮町四丁目 266-1	就労選択支援セルポート	奈良県奈良市大宮町四丁目 266-1	就労選択支援	令和 13 年 10 月 31 日

- (2) 指定年月日 令和 7 年 11 月 1 日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100418	株式会社 T'S コーポレーション	大阪府大阪市中央区難波五丁目 1 番 60 号	保育所等訪問支援 Foster	奈良県奈良市杉ヶ町 32 番 2 大谷第 5 ビル 4 階	保育所等訪問支援	令和 13 年 10 月 31 日

(令和 8 年 2 月 5 日掲示済)

奈良市告示第 54 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の指定（更新）
令和 8 年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定更新年月日 令和 7 年 11 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103064	合同会社導	奈良県奈良市朱雀三丁目 5-4	ケアサポート ゆとり	奈良県奈良市朱雀三丁目 5-4	居宅介護・重度訪問介護	令和 13 年 10 月 31 日

- (2) 指定更新年月日 令和 7 年 11 月 1 日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス種類	指定有効期限
	名称	住所	名称	住所		
2950170353	一般社団法人愛栄会	奈良県奈良市佐保台西町 98 コートヒルズ 101-B	JOY	奈良県奈良市佐保台西町 98 コートヒルズ 101-B	放課後等デイサービス	令和 13 年 10 月 31 日

- (3) 指定更新年月日 令和 7 年 11 月 1 日（指定特定相談支援）

事業所番号	事業者	事業所	サービス	指定
-------	-----	-----	------	----

	名称	住所	名称	住所	種類	有効期限
2930100512	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	プレゼントな かがわ	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	計画相談支 援	令和13年 10月31日

(令和8年2月5日揭示済)

奈良市告示第55号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止
令和8年2月5日

奈良市長 仲川元庸

- (1) 廃止年月日 令和7年11月1日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910104260	株式会社ネクスト	奈良県奈良市柏木 町58-6 ラフィー ネ柏木A201	訪問介護事業所ネ クスト	奈良県奈良市柏木 町58-6 ラフィー ネ柏木A201	居宅介護・ 重度訪問介 護

- (1) 廃止年月日 令和7年11月30日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910102942	株式会社結加	奈良県奈良市今市 町361番地の6	デイサービスゆう か	奈良県奈良市今市 町361番地の6	生活介護

- (2) 廃止年月日 令和7年11月30日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2950100285	株式会社大夢	奈良県奈良市佐保 台三丁目902番地 の217	ばくのゆめ	奈良県奈良市法華 寺町82-2	児童発達支 援・放課後 等デイサー ビス

(令和8年2月5日揭示済)

奈良市告示第56号

令和8年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第2項の規定により公示する。

令和8年2月6日

奈良市長 仲川元庸

1 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総務部 資産税課

2 縦覧の期間

令和8年4月1日から令和8年4月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(令和8年2月6日揭示済)

奈良市告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第22条の2第2項の規定により告示する。

令和8年2月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 代表取締役社長 相浦 一成	インターネットを利用して納付する「奈良市立一条高等学校入学考査料」

2 指定した日

令和8年1月30日

3 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間

令和8年2月16日から令和8年3月31日まで

(令和8年2月6日揭示済)

奈良市告示第58号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画を次のとおり定めたので、同条第8項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年2月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 地域計画の区域

北村地区

2 地域計画の内容

別紙のとおり

別紙省略

(令和8年2月6日揭示済)

奈良市告示第59号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和8年2月10日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和8年2月4日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

- ア 移動費 自転車 2,000円
- 原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和8年2月10日揭示済)

奈良市告示第60号

令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和8年2月12日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和7年度軽自動車税(種別割)納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

令和7年5月9日

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和8年2月12日揭示済)

奈良市告示第61号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年2月13日

奈良市長 仲川元庸

住居番号をつけた建造物の表示

七条西町一丁目12番2号	あやめ池南六丁目1番26号	青野町二丁目17番15号
藤ノ木台一丁目8番21-3号	富雄元町三丁目2番28号	学園朝日町18番13-1号
あやめ池南六丁目5番48-室番号	登美ヶ丘六丁目8番15号	学園朝日町18番3-5号
学園南一丁目5番18-1号	西登美ヶ丘三丁目19番13号	学園朝日町18番3-4号
帝塚山南二丁目14番19号	登美ヶ丘三丁目15番14号	学園朝日町18番3-3号
西登美ヶ丘七丁目13番7号	六条三丁目13番4号	学園朝日町18番3-2号
あやめ池北一丁目9番3号	登美ヶ丘四丁目2番19号	学園朝日町18番3-1号
中登美ヶ丘五丁目5番10号	学園北二丁目11番16-1号	
中登美ヶ丘五丁目5番11号	五条一丁目9番7号	
中登美ヶ丘五丁目11番10号	西大寺野神町一丁目4番18号	
中登美ヶ丘五丁目11番13号	西大寺野神町一丁目4番19号	
中登美ヶ丘五丁目11番14号	西大寺野神町一丁目4番20号	
西大寺栄町3番10号	西登美ヶ丘三丁目12番6号	
秋篠三和町一丁目15番20号	二条町二丁目2番17号	
学園南二丁目19番14-8号	若葉台一丁目1番3号	

六条西一丁目3番18-3号	青野町二丁目17番5号	
西登美ヶ丘六丁目16番1号	青野町二丁目17番6号	
松陽台三丁目15番17号	青野町二丁目17番13号	
大安寺三丁目3番9号	青野町二丁目17番14号	

(令和8年2月13日掲示済)

奈良市告示第62号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和8年2月13日

奈良市長 仲川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和8年2月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和7年6月2日、同月4日、同月12日、同月18日及び同月26日

(令和8年2月13日掲示済)

監

査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年2月4日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝
奈 教 政 第 52 号
令和8年1月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 柳 田 昌 孝 様

教育長 北 谷 雅 人

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

令和7年12月19日付け奈監第82号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき事項

教育長は、今後、本件住民監査請求に類する事案が発生しないよう問題点を整理し、また、再発防止策を講じた上で監査委員に報告すること。

2 問題点の整理及び講じた措置

監査結果の指摘を踏まえ、市の機関以外の団体が発行する印刷物について公費負担するに当たり、政治的色彩の有無や機微な内容を含むかどうかについて、より慎重な対応が必要であったと考えています。

再発防止に向けた取組として、まずは教育委員会事務局において、本事例の情報を共有し、客観性と公平性を担保した適正な事務執行について、組織全体で認識の統一を図ります。

また、今後については、教育委員会事務局で重層的に確認を行うとともに、必要があれば外部の意見も踏まえ、より慎重かつ適正な事務執行に努めます。

(令和 8 年 2 月 4 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 8 年 2 月 5 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

送配水管理センター

監査結果公表日 令和 7 年 12 月 25 日（奈良市監査委員告示第 21 号）

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 2 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>長期継続契約で締結されている須川ダム放流警報局設置用地借地料及び木津～緑ヶ丘口径 600 耗送水管路用地借地料において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。</p> <p>適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>須川ダム放流警報局設置用地及び木津～緑ヶ丘口径 600 耗送水管路用地借地契約において、「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨を追加する変更契約を令和 8 年 1 月 13 日付けで締結しました。</p>

お客様センター準備課

監査結果公表日 令和 7 年 12 月 25 日（奈良市監査委員告示第 21 号）

措置結果通知日 令和 8 年 2 月 4 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>長期継続契約で締結されている情報通信回線サービスの利用に関する契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。</p> <p>長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。</p> <p>適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>監査の指摘を受けて、情報通信回線サービスの利用に関する契約において、「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨を追加する変更契約を令和 7 年 11 月 11 日付けで締結しました。</p>

(令和 8 年 2 月 5 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 5 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 8 年 2 月 2 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 2 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 8 年 2 月 16 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
東九条町 347 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
東九条町 1132-1 の一部	②	分流	
平松四丁目 431-1 の一部他	③	分流	
秋篠町 622-2	④	分流	
東九条町 484-1 の一部	⑤	分流	
中山町 109	⑥	分流	
青野町二丁目 208-5	⑦	分流	
あやめ池南六丁目 837-1 の一部	⑧	分流	
青野町二丁目 208-6	⑨	分流	

位置図省略

(令和 8 年 2 月 2 日揭示済)

奈良市企業局告示第 6 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 5 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
岡田水道工業所	代表者 岡田 晃 郎	奈良県天理市檜垣町 431 番地	令和 8 年 1 月 5 日

(令和 8 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市企業局告示第 7 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 8 年 2 月 5 日

奈良市公営企業管理者 増田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社水幸	代表取締役 村尾 昌則	奈良県香芝市穴虫 852-5	令和 8 年 1 月 30 日

(令和 8 年 2 月 5 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 2 号

令和 8 年 2 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和8年2月12日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日時

令和8年2月17日(火) 午前10時から

2 場所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告 (1) 令和7年度3月補正予算要求額について

教育長報告 (2) 令和8年度予算要求額について

教育長報告 (3) 市長専決処分の報告について

教育長報告 (4) 奈良市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例(平成24年奈良市条例第33号)の一部改正について

議案

議案第30号 令和8年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第31号 済美幼稚園の土地、建物、工作物及び旧明治幼稚園の土地の用途廃止について

その他報告事項

その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

協議事項

協議事項 (1) 業務量管理・健康確保措置実施計画(働き方改革実施計画)について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和8年2月12日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第20号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のように変更しました。

令和8年2月6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植田 茂

1 解任する者

第90投票区投票管理者 省略

第93投票区投票管理者 省略

2 選任する者

第90投票区投票管理者 省略

第93投票区投票管理者 省略

(令和8年2月6日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第2号

奈良市農業委員会令和8年2月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和8年2月5日

奈良市農業委員長 異 一 孝

1 日時

令和8年2月13日(金)午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟地下 B1 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (5) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (6) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (7) 許可・受理の取消しについて
- (8) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (9) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)の規定による特定農地貸付けの変更の承認について
- (10) 知事許可について

(令和8年2月5日揭示済)